

農地の貸し借りの新しい仕組み!

みやぎの「農地中間管理事業」で農地の貸借を応援!

1 農地中間管理事業ってどんな事業?...『5コマ劇場』

～農業経営の縮小を考えている農業者等のちょっとしたお茶飲み話です。～

1 Aさん 自作農家
このところ体調も良くないし、後継者もないから農地を貸すか迷っているんだけど「農地中間管理事業」ってどんな事業か知ってるかい?

2 Bさん 自作農家
簡単に言うと「農地中間管理機構」っていう県の第三セクターが、リタイアする農業者の農地を借り受けて、担い手毎の希望も踏まえて利用農地が集約化するように担い手に転貸する事業だよ。

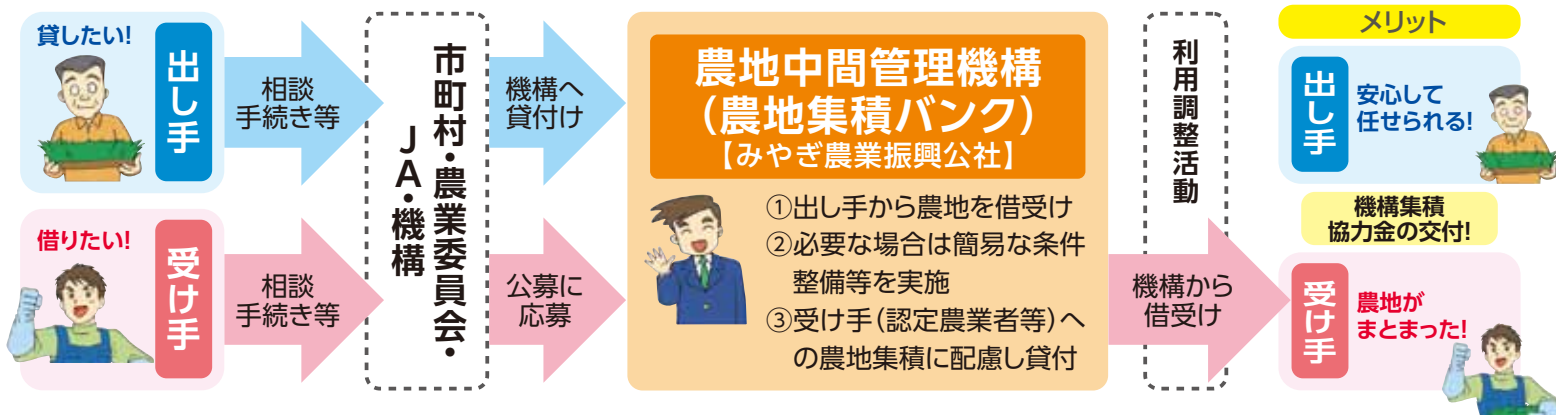
3 Cさん 貸付予定
わたしは農地を貸したかったの、この前市役所に相談に行ったら、担当者が親切丁寧に説明対応してくれたので、安心して手続きしてきたよ。
受け手は、事業活用のために、公募に応募する必要があるんだって。出し手等には、条件により「機構集積協力金」という助成金もあるって聞いたよ。

4 Bさん
助成金制度もあるのか!あと、「農地中間管理機構」だけでは、利用調整は難しいから、地元市町村・農業委員会やJA等の協力を得て、連携して事業推進するらしいよ。

5 Aさん
BさんとCさんの話を聞いたら、なんとなく「農地中間管理事業」の内容が理解できたよ。公的機関の「農地中間管理機構」が仲介してくれれば安心できるしね。まずは市役所に行って相談してみるよ。

現在、特に貸付希望者(出し手)のご相談をお待ちしております!
借受希望者(受け手)の募集は引き続きH27年1月16日から開始!

2 農地中間管理事業の流れ... ※人・農地プラン(経営再開マスタープラン)等と一体的に推進!



3 農地中間管理機構(農地集積バンク)とは... ※出し手と受け手の仲介役!

貸付事業(農地中間管理事業)を主体に農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。
※(公社)みやぎ農業振興公社が、平成26年3月に県より農地中間管理機構の指定を受けました。

4 農地中間管理事業の活用条件と主な手続き... ※まずはご相談下さい!

出し手	<ul style="list-style-type: none"> ●リタイアする農業者(農地の一部の貸付もOK) ●農地交換希望の担い手等 	農地を貸したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ●「農用地等貸付申込書」を市町村又はJAの窓口へ提出してください。 ●農地をリスト化登録し、「借受希望者」とのマッチング後に、公社が借り受けるための手続きを行います。
受け手	<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者 ●中心経営体等(人・農地プランの担い手) 	農地を借りたい場合	<ul style="list-style-type: none"> ●公社が行う「借受希望者の募集」(公社のホームページにも掲載)に必ず応募いただく必要があります。 ●公社がリスト化した農地との利用調整後に、借受希望者に農地を貸し付けるための手続きを行います。

農地中間管理事業や農地のことなら何でもいいので気軽にご相談ください。

お問い合わせ・ご相談は...

みやぎ農業振興公社

検索

地元市町村・農業委員会・JA・(公社)みやぎ農業振興公社(TEL 022-275-9192)へ